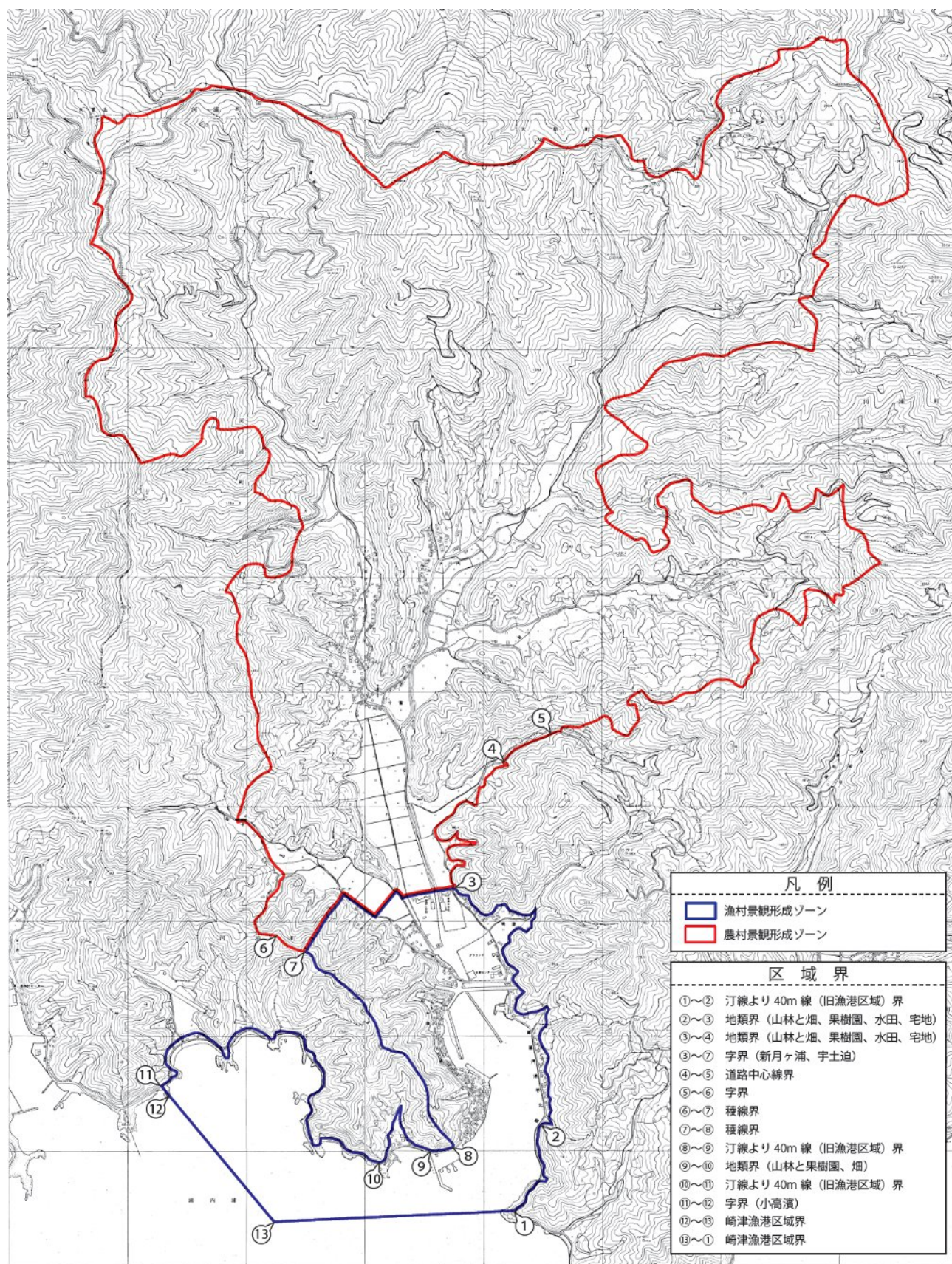


④ 崎津・今富景観形成地域

■ 景観形成地域の特性及び基本方針

ゾーン	景観形成地域の特性・基本方針
漁村景観形成ゾーン	【特性】 崎津地区は、天然の良港である羊角湾の穏やかな入り江に面し、山地が直接海に接する急峻な地形に、漁業を中心とした産業構造を有する地域である。集落には、人々の生活の知恵や生業と一体となり形成されたカケや背戸屋が存し、地域色豊かな景観を形成している。 集落の中心には、伝統的文化の息づく地域社会のシンボルである崎津教会を有し、自然・歴史・文化・生業が調和した文化的景観を育んでいる。 【基本方針】 ・建築物等の意匠、形態及び色彩は、崎津教会への眺望を阻害しないよう配慮するとともに、集落景観との調和を図り、統一感のある集落景観の形成に努める。 ・海岸構造物については、主要な地点からの眺望や道路からの眺望に配慮するとともに、自然石等の活用や位置、形態など周囲となじむような景観形成に努める。 ・広告物については、一般広告物の掲出は行わないものとし、自家用広告物の意匠・形態は周辺の景観への調和を図り、多色使いを避ける。
農村景観形成ゾーン	【特性】 今富地区は、崎津の北の入り江の奥に位置し、背後を山に囲まれた迫地形のわずかな平地に畑作や水田耕作などの農業を中心とした産業構造を有する地域である。集落は、平地の少ない典型的な中山間地域の純農村の景観を形成している。 集落周辺には、今富神社など風習や伝承が残る歴史・文化資源が数多く点在しており、地域の慣習や文化、生業が調和した文化的景観を育んでいる。 【基本方針】 ・建築物等の意匠、形態及び色彩は集落景観との調和を図り、統一感のある集落景観に努める。 ・田畑と集落が調和した農村景観及び山林等の自然景観を保全するため、農地や林地、河川等については、周辺の景観との調和に配慮した維持管理に努める。 ・広告物については、一般広告物の掲出は行わないものとし、自家用広告物の意匠・形態は周辺の景観への調和を図る。

■ 崎津・今富景観形成地域の区域



0 100 200 400 600 800 1,000m

【漁村景観形成ゾーン】

河浦町崎津字鵜渡崎の一部
河浦町崎津字村上の一部
河浦町崎津字宇土迫の全部
河浦町崎津字新月ヶ浦の全部
河浦町崎津字月ヶ浦の一部
河浦町崎津字中ノ迫の一部
河浦町崎津字登立の一部

河浦町崎津字向江山の一部
河浦町崎津字田代迫の一部
河浦町崎津字小高濱の一部
河浦町崎津字小森の一部
河浦町崎津字螢目の一部
河浦町崎津字藤右エ門迫の一部

【農村景観形成ゾーン】

河浦町今富字梅ノ木の全部
河浦町今富字蛤潟の全部
河浦町今富字塩浜の全部
河浦町今富字塘の全部
河浦町今富字前田の全部
河浦町今富字大迫口の全部
河浦町今富字竹ノ木場の全部
河浦町今富字志茂の全部
河浦町今富字町ノ川内の全部
河浦町今富字大碗の全部
河浦町今富字西ノ河内の全部
河浦町今富字中川原の全部
河浦町今富字立平の全部
河浦町今富字夜半岳の全部
河浦町今富字松崎田の全部
河浦町今富字竹ノ川内の全部
河浦町今富字二反田の全部
河浦町今富字平尾の全部
河浦町今富字尾崎下の全部
河浦町今富字尾崎の全部
河浦町今富字五反田の全部
河浦町今富字夕浦の一部
河浦町今富字柿川原の一部
河浦町今富字野中の全部
河浦町今富字大坪の全部
河浦町今富字中瀬貝の全部
河浦町今富字鬼作の全部
河浦町今富字赤毛河内の全部
河浦町今富字白木迫の全部

河浦町今富字下道の全部
河浦町今富字大山の全部
河浦町今富字出口の全部
河浦町今富字鳥越の全部
河浦町今富字抜取の全部
河浦町今富字中山の全部
河浦町今富字平木場の全部
河浦町今富字申位の全部
河浦町今富字岩迫の全部
河浦町今富字中ノ又の全部
河浦町今富字立石の全部
河浦町今富字毛角の全部
河浦町今富字水汲川内の全部
河浦町今富字大彬の全部
河浦町今富字有明の全部
河浦町今富字孫次郎の全部
河浦町今富字井場の全部
河浦町今富字貫クサレの全部
河浦町今富字白木林の全部
河浦町今富字山下の全部
河浦町今富字平鞍の全部
河浦町今富字小平の全部
河浦町今富字山口の全部
河浦町今富字荒川内の全部
河浦町今富字柿ノ平の全部
河浦町今富字師織の全部
河浦町今富字新造平の全部
河浦町今富字下比恵木場の全部

■崎津・今富景観形成地域における景観形成のための基準

			基 準 内 容	
			漁村景観形成ゾーン	農村景観形成ゾーン
建築物等	位置	配置	■ 隣接する敷地境界および道路から後退した位置とし、ゆとり空間の確保に努めるものとする。	
			■ 道路に面する壁面の位置は、できるだけ隣接する建物の壁面に揃えるものとする。	
			■ 立ち並ぶ家屋の間を通る通路（背戸屋）の形態は、できるだけ保存に努めるものとする。	
	高さ		■ 建物は2階までとし、高さは1 0 m以下を原則とする。ただし、現存する社寺等についてはこの限りではない。	
			■ 崎津教会への眺望を阻害しないよう配慮するものとする。	
	外観	意匠・形態	■ 周辺の建築様式との調和を図り、統一感のある集落景観の形成に努めるものとする。	
			■ 屋根は、勾配のあるものを原則とし、できるだけ瓦葺とする。	
		規模	■ 周囲の建築物等との均衡を図り、敷地内の空間確保に努めるものとする。	
			材料	■ 材料は、潮風による腐食等を考慮し、耐久性に優れ、たい色、はく離のおこりにくいものとし、質感が豊かな材質を用いるものとする。
		色彩		■ 自然素材やそれに近いものの活用について配慮するものとする。
			広告物に関する事項	■ 外壁および屋根の基調となる色彩は、以下のものを基準とし、集落景観と調和した落ち着いたものを用いるものとする。 なお、自然素材を用いる場合はこの限りではない。 【外壁の基準色】 ・ N（無彩色）：明度規制なし 、 R（赤） Y R（黄赤） Y（黄）：彩度3以下 、その他の色相：彩度1以下。 【屋根の基準色】 ・ N（無彩色）：明度5以下 、 R（赤） Y R（黄赤） Y（黄）：明度5以下・彩度3以下 、その他の色相：明度5以下・彩度1以下。
	■ 敷地内における建築物等については、多色の使用は避けるものとする。			
■ 高彩度色は、アクセント的な利用に限るものとする。				
■ 附帯する広告物は自家用広告物に限る。1 事業所等につき1 0㎡以内とし、1 表示面積は5㎡以下とする。				
	敷地の緑化	■ 附帯する広告物は自家用広告物に限り、建築物及び周辺景観と調和するよう努めるものとする。		
		■ 屋上には、広告物を設けないよう努めるものとする。		
		■ 壁面に設ける広告物は、規模、意匠・形態、色彩などが建築物本体と調和するよう努めるものとする。		
工作物	さく、塀、擁壁等	■ 敷地内の既存木は、できるだけ保全に努めるものとする。		
		■ 敷地内に発生するのり面や擁壁等の構造物は、低木やツタにより緑化に努めるものとする。		
		■ 大規模な駐車場は、できるだけ高中木等による緑化に努めるものとする。		
	記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱等	■ 敷地内は、極力緑化に努めるものとする。		
		■ さく、塀については、できるだけ生垣とするか自然素材の活用に努めるものとする。		
		■ 擁壁については、規模を必要最小限とし、前面を緑化するよう努めるものとする。		
		■ 海岸部に設ける擁壁は、できるだけ自然素材を活用し、海岸線との調和に配慮するものとする。		
	電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	■ 大規模な工作物は、できるだけ立地させない。やむを得ない場合は、必要最小限の高さとし、周辺景観との調和を図るため、色彩、形態・意匠に配慮するものとする。		
■ 崎津教会への眺望を阻害しないよう配慮するものとする。				
■ 行為地が山稜の近傍の場合は、稜線を乱さないようできるだけ尾根から低い位置とする。				
■ 敷地内は、できるだけ緑化に努めるものとする。				
■ 電線路の位置は、崎津教会への眺望を阻害しないよう配慮するものとする。				
■ 電線数はできるだけまとめて、少なくなるように努めるものとする。				
■ やむを得ず電線の道路横断を行う場合は、直角横断になるよう努めるものとする。				
■ 景観上重要な場所に設けるものについては、規模、意匠・形態、色彩等、周辺の景観との調和に配慮するものとする。				
■ 電柱広告は原則として設置しない。やむを得ず設置する場合は、周辺の景観との調和に配慮するものとする。				

		基 準 内 容	
		漁村景観形成ゾーン	農村景観形成ゾーン
工 作 物	太陽光発電設備等	■ 道路等の公共用地に接する敷地境界線からできるだけ後退した位置とするよう努めるものとする。 ■ 全体的にまとまりのある意匠とし、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ■ 太陽光発電設備の最上部はできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないよう努めるものとする。 ■ 太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺若しくは低明度かつ低彩度とし、できるだけ反射が少なく目立たないものを使用するよう努めるものとする。 ■ 太陽電池モジュールのフレームの色彩は、モジュール部分と同系色とするよう努めるものとする。 ■ パワーコンディショナーや分電盤などの付属設備の色彩は、周辺の景観と調和するものを使用するよう努めるものとする。 ■ 公共空間・施設から望見できる場所に設置する場合は、植栽などによる修景を施すよう努めるものとする。	
		■ 海岸線には設置しないよう努めるものとする。	
木竹の伐採及び事後の緑化に関する事項		■ 木竹の伐採は、その目的に応じ、必要最小限となるよう努めるものとする。 ■ 樹姿が優れた樹木は、できるだけ保全するものとする。 ■ 木竹の伐採を行った場合は、事後の土地利用に応じ、周辺の植生を勘案して緑化に努めるものとする。	
屋外における物件の堆積の方法及び遮へいに関する事項		■ 物件は、崎津教会や道路、その他の公共の場から容易に見えない位置に集積または貯蔵するように努めるものとする。	■ 物件は、道路その他の公共の場から容易に見えない位置に集積または貯蔵するように努めるものとする。
		■ やむを得ず、崎津教会や道路、その他の公共の場から見やすい場所に集積または貯蔵する場合は、敷地の周囲を緑化するなどの遮へいのための措置を施すよう努めるものとする。	■ やむを得ず、道路その他の公共の場から見やすい場所に集積または貯蔵する場合は、敷地の周囲を緑化するなどの遮へいのための措置を施すよう努めるものとする。
鉱物の掘採及び土石等の採取の際の遮へい及び事後の緑化に関する事項		■ 掘採は、周辺からできるだけ見えないような方法を取り、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ■ 掘採中は、敷地の周囲を高木等により遮へいし、修景に努めるものとする。 ■ 掘採終了後は、敷地の緑化復元に努めるものとする。	
土地の区画形質の変更後の土地の形状及び緑化に関する事項		■ 自然の地形を生かした造成を行い、のり面、擁壁等の発生をできるだけ抑えるよう努めるものとする。やむを得ず発生するのり面、擁壁等は、前面を緑化することにより、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ■ 樹木については、できるだけ保全するとともに、周辺の樹木と調和した樹種により緑化に努めるものとする。	
屋外における自動販売装置の設置方法に関する事項		■ 自動販売装置の位置は、道路から後退させるとともに、建物と一体に管理できる状態になるように努めるものとする。 ■ 海への眺望に配慮し、海側となる道路沿線には設置しないよう努めるものとする。	
広告物に関する事項		■ 一般広告物の掲出は原則として行わない。	
		■ 自家用広告物の表示については、１事業所等につき１０㎡以内とし、１表示面積は５㎡以下とする。	■ 自家用広告物の表示については、周辺景観と調和するよう努めるものとする。
		■ 広告物の意匠・形態については、周辺の景観に調和するものとし、多色使用を避け基本的に３色以下とする。 ■ 材料は、耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離のおこりにくいもので質感豊かな材質を用いるものとする。	

※建築物等（遊戯施設、プラント施設、立体的収納施設、汚物・ゴミ処理施設、石油・ガス・液化石油ガス貯蔵処理施設を含む）